

## 区域外就学について

大津町教育委員会では、児童生徒が基本的に徒歩圏内で安全に通え、子どもたちの学びの保障に伴う適正な学校施設の管理・運営、また地域防犯や防災、地域コミュニティが行政区単位で行われており、これからの地域活動の多くが学校区と密接に関係していることなどから「大津町小中学校就学等に関する規則」に基づき学校の指定を行います。

ただし、以下の承諾基準を満たしている場合は、区域外就学の許可を行っております。

理由	必要書類	期間
学年途中の児童生徒が転居した場合	申請書	学年末まで ただし、中学生が町内転居した場合は卒業まで
住宅新築等により転居が予定され、入学又は学年、学期当初から転居予定地の学校に就学を希望する場合	申請書 転居が確実であることを証明する書類、土地・建物売買契約書等	転居予定地へ転居するまでの期間
住宅建替え等による一時的転居の場合	申請書 建替え等が確認できる書類	建替え等が終了するまでの期間
通学区域内の指定学校に該当する特別支援学級がない場合	申請書 教育支援委員会及び学校からの意見書	理由が解消されるまでの期間
いじめ、不登校、DV等特に教育上配慮を要する場合	申請書、学校からの意見書、その他教育委員会が必要とする書類	適当と認められる期間

※一部抜粋